



【経営懇話会報告】

毎月、社長をはじめ経営と会社取組みの確認、メンバーの状況をお伝えすると共に、組合活動報告などを行っています。
 【11月主な議題】 10月営業概況 年末年始の働き方注意事項 →メンバーの皆さんに知っていただきたいことを抜粋してお伝えいたします！
 会社出席者：南宮社長、松永取締役、小塚執行役員、石川執行役員、大原部長、木村部長

10月業績

全社単月赤字も、上期からの差益率低迷から、SM事業の差益率が改善傾向に！
 一人ひとりが意見を出し合いながら利益確保にむけた改善活動を行っていきましょう

2024年度10月 事業別収支

出所：経営会議資料 月次業績報告（2024年10月）

予算比	全社計	SM事業	百貨店事業	外販事業			本社・本部
				営業	製造	ハンダー	
売上高	94.3%	95.3%	92.3%	104.1%	計上なし	81.7%	86.2%
売上総利益	98.9%	99.2%	98.7%	99.5%	96.5%*	94.2%	90.8%
販売管理費	100.2%	99.9%	99.6%	98.6%	101.5%	100.2%	102.0%
営業利益		92.9%	94.8%	101.9%	97.1%	98.0%	88.9%

- ▶ 上期、SM事業において差益率減のトレンドが続いていましたが、10月の差益率は今年初めて前年比を上回りました。店舗の人員配置の適正化、本部オペレーションによる仕入れ、在庫、ロスの徹底管理などの取り組みの効果が現れました。
- ▶ 特に差益率に課題のあった生鮮3品（畜産・水産・青果）は本部主導での差益管理が奏功し、乳製品、和日配などは競合の価格調査などを行い更なる改善を目指しています。
- ▶ 外販事業（営業）は売上・営業利益の予算・前年ともにクリアし、販路拡大やOEM受注にむけた営業活動が実を結びました。

下期にむけて ~引き続き、【チャレンジ】と【スピード】、【実行力】と【徹底力】に磨きをかけていくことが大切です~

① 戦略転送価の取組み

自社製造商品の一部の店舗納品価格を「原材料原価＝転送価」にすることで、価格を維持・抑制し販売数量を最大化することで、全社の利益拡大を図っていく取組みです（店舗：売上・差益額の向上、競合競争力向上 工場：在庫額向上、労務費率軽減）

② 売上総利益向上の取組み

・担当ごとに、差益を向上させるための課題は様々です。自部門でできること、他部門と連携して解決できること、ぜひ率直に意見を伝えチームで解決していけるよう全従業員で取り組んでいきましょう

③ 経費意識

・水道光熱費をはじめ様々な単価が値上がりし、販管費を適切に維持するには一人一人の例年以上の工夫が必要です
 身近で取り組めることを実施共有し、褒めあっていきましょう

引用：11月業績説明会資料

参考

最近《対話をしよう》とよく聞くけれど..「会話」と「対話」の違いって??

会話とは？

日常的な雑談や些細な情報交換など、共通点を探りながら関係を構築する手段であり、広く浅く、多くの人と接点をもつためのコミュニケーションです。

対話とは？

相手と自分との間にある違い（価値観や考え方など）を認め、理解を深めていくコミュニケーションです。
 相手の役割、実績、行動など外から見えるものだけでなく、その人の価値観や動機、感情など内面に焦点を当て、お互いのズレを擦り合わせることで。

氷山にたとえてみると..
 見えている部分だけでなく、海面下に隠された深い部分を探ること。
 自分と相手は違って当たり前という前提のもと、相手をより深く理解しようとすることです。



最繁忙期の事故防止にむけ、皆で安全に過ごせるよう努めていきましょう

1. 労災の未然防止

ヒヤリ、ハツとする場面はありませんか？危険箇所などがあつたらあらかじめ上長などに報告しましょう



2. 正しい労働時間管理

未打刻・打戻厳禁です。安全に働く上では、上長の管理とともに個人においても勤務時間の管理、休日数の管理をお願いします。

■時間外労働のルール徹底・時間外就業指示書の使用

上司の指示命令が無い時間外労働は禁止です。時間外が発生する場合は、時間外就業指示書を必ず使用し、理由と必要な時間外数を確認し、上司が認めた場合にのみ時間外労働を行わせてください。

■労使協定

1) 30時間以上の時間外が発生する場合

月間の時間外労働が可能な時間は 30 時間以内とすることを労使協定で結んでいます。やむをえず月間 30 時間を超える時間外労働を行わせる場合は事前に追加協定書を作成し労働組合と協定を結ぶ必要があります。所属で一次協定を結んだ後、部門長に送ってください。

2) インターバル休息協定

勤務終了後、翌日の勤務を行うまで 12 時間の休息の確保を労使協定で定めています。やむをえず 12 時間の休息がとらせることができないまま勤務させる場合には、事前に協定書を作成し労働組合と協定を結ぶことが必要となります。

3) 法定労働時間の厳守

①月間の時間外労働 45 時間以上を超える月が年間で 6 回を超える場合は労働法違反となり、上司も罰せられます。

②月間 80 時間以上の時間外が発生する場合は労働法違反です。

※休日を取得せず通常通り勤務した場合は、勤務した時間数が時間外労働となりますので注意が必要です。超えてしまった場合は上司、当事者とも賞罰の対象となります。

3. 夜間勤務について

・普段勤務していない時間帯の就労となりますので、必要に応じてこまめに休息をとりましょう。

・夜間就労日の翌日は、必ず各休・有休等の休日・休暇としてください。

例) 12月30日 22:00~31:10 (翌 7:10) の勤務の場合、12月31日は 7:10 に退勤して休む



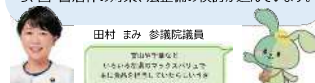
ハラスメント・ゼロにむけ【しない・させない・見通さない】

忙しい、普段なら気にならないことでもカッとなってしまったり、思い通りに進まないことの焦りから、感情に任せた言葉や大きな音を出してしまったりと、不適切な言動が表れやすくなります。相手と自分を大切にしながら一人ひとりが最大限の力を発揮できる環境をつつていきましょう。

ガスハラ・年取の壁...さらさらと解決策を模索中
 →政策対話を通じて問題解決に取り組んでいます



労働組合の上部団体である UA センセ組織内議員の田村まみ議員は、現場で働く組合員の切実な声を受けて、国会でカスタマーハラスメント撲滅に向けた取り組みを進めています。
 その他年取の壁問題などにおいても田村議員の活躍から、国・自治体の対策、法整備の検討が進んでいます。



~サポート拡大にむけ各所属でご署名の依頼を行っています~

田村まみ議員が今後も私たちに関わる活動を継続してもらい、より働きやすい環境となるよう応援しています。ご賛同いただける方はぜひご協力をお願いします。

組合広報誌【IMGU メッセージ】発行しました！

10月からスタートした新たな時期における運動方針や活動の振り返りを掲載しています。



こちらからご覧ください

EMアイフードスタイル支部の執行部紹介もご覧いただけます

